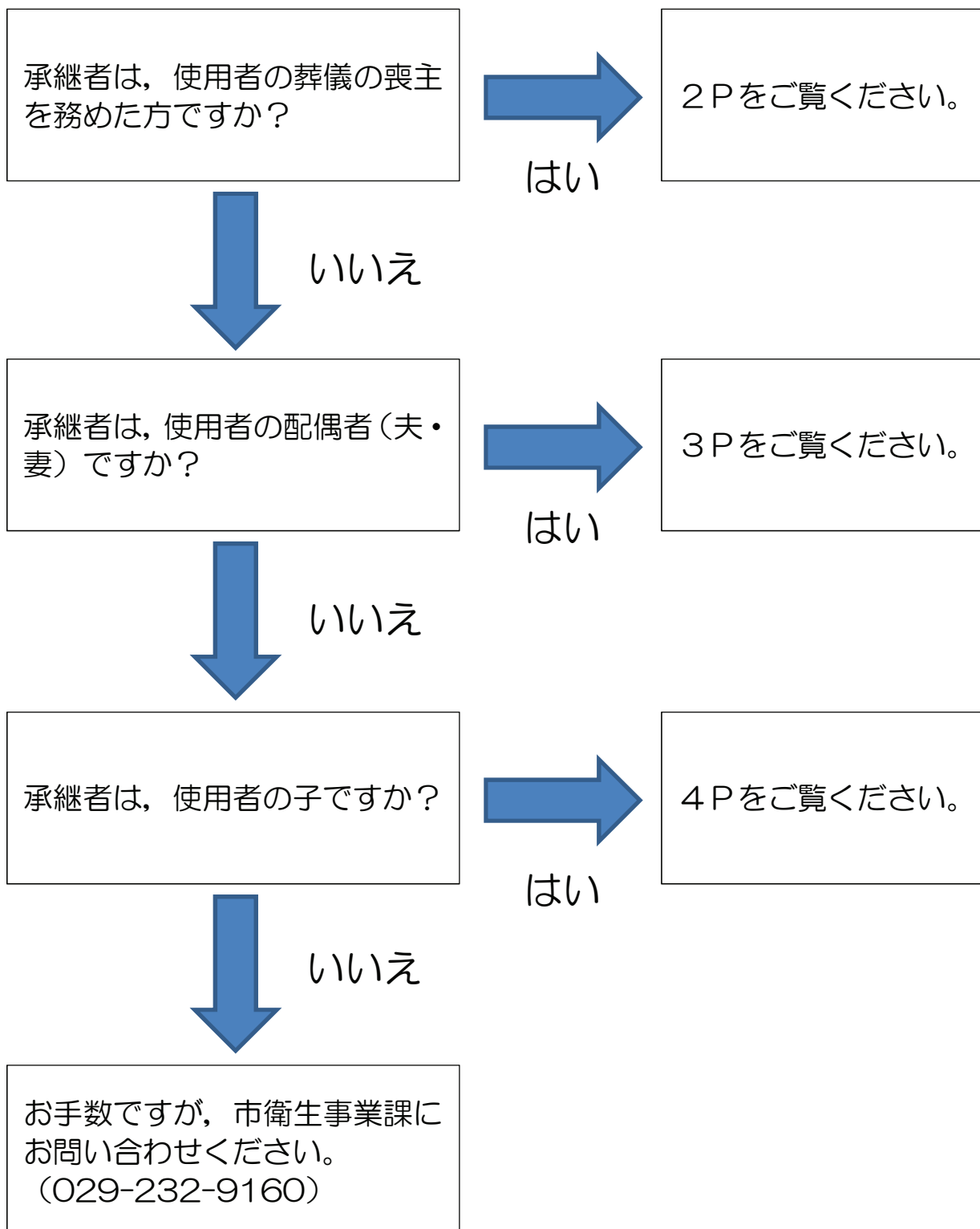


水戸市公園墓地の使用者が亡くなった時は

水戸市公園墓地をお使いの方が亡くなった時は、使用区画の引継（承継）の手続きが必要です（承継する方から、市に「墓地使用权承継届」を提出いただきます。）。承継者と使用者の関係により、必要書類が異なりますので、下の表でご確認ください。



使用者の葬儀の喪主を務めた方が承継する場合

次の書類をご用意いただき、墓地使用权承継届とあわせてご提出ください。

1 使用者の死亡を証明する書類

使用者の火葬許可証の写し

※ 火葬許可証がお手元がない場合、死亡が確認できる戸籍謄本または除籍謄本をお取りください（死亡届や死亡診断書の写しは不可）。

2 使用者の葬儀の喪主を務めたことが確認できる書類

会葬礼状または葬儀の領収証等の写し

3 使用者と承継者の関係が確認できる戸籍謄本（全部事項証明書）

下の表を参考に、使用者と承継者の関係が確認できる戸籍をご用意ください。

※ この表は例であり、全ての方に当てはまるものではありません。戸籍を取得する際は、申請先の戸籍担当とご相談の上、申請いただくようお願いします。

使用者との関係	ご用意いただく戸籍の例
使用者の配偶者または子	使用者の戸籍謄本または改製原戸籍謄本等
使用者の兄弟	使用者の親の改製原戸籍謄本等
その他	市衛生事業課にお問い合わせください。

改製原戸籍：電子化する前の紙戸籍の内容を印刷したもの。結婚等により除籍された方も記載されている（電子化した戸籍には記載されない）ため、親子関係等の確認書類としてご利用頂けます。

4 誓約書

5 承継者の住民票（本籍記載のもの）

6 身分証の写し

運転免許証，健康保険証，パスポートなど

7 水戸市公園墓地使用許可証

お手元がない場合は、提出の際にその旨をお伝え頂ければ、お手続きできます。

8 （承継者本人以外が手続きする場合）委任状

任意の様式で結構です。

使用者の配偶者（夫・妻）が承継する場合

※配偶者が葬儀の喪主を務めた場合は、2Pをご覧ください

次の書類をご用意いただき、墓地使用权承継届とあわせてご提出ください。

1 使用者の死亡を証明する書類

使用者の火葬許可証の写し

※ 火葬許可証がお手元がない場合、死亡が確認できる戸籍謄本または除籍謄本をお取りください（死亡届や死亡診断書の写しは不可）。

2 使用者の子が、承継に同意したことが確認できる書類

参考様式を元に同意書を作成いただき、使用者の子全員（養子縁組を含む）が署名、押印したものをご提出ください。

※ 結婚して除籍された方の署名、押印も必要になります。

同意を取ることが難しい方がいる場合は、市にお問い合わせください。

3 使用者の親族関係が確認できる戸籍謄本（全部事項証明書）

使用者の改製原戸籍謄本等、使用者、承継者、使用者の子全員が記載されている戸籍謄本をお取りいただき、ご提出ください。

なお、戸籍を取得する際は、申請先の戸籍担当とご相談いただき、戸籍の種類、記載される内容を確認した上、申請いただくようお願いします。

改製原戸籍：電子化する前の紙戸籍の内容を印刷したもの。結婚等により除籍された方も記載されている（電子化した戸籍には記載されない）ため、親子関係等の確認書類としてご利用頂けます。

4 承継者の住民票（本籍記載のもの）

5 身分証の写し

運転免許証、健康保険証、パスポートなど

6 水戸市公園墓地使用許可証

見当たらない場合は、提出の際にその旨をお伝え頂ければ、お手続きできます。

7 （承継者本人以外が手続きする場合）委任状

任意の様式で結構です。

使用者の子が承継する場合

※使用者の子が葬儀の喪主を務めた場合は、2Pをご覧ください

次の書類をご用意いただき、墓地使用权承継届とあわせてご提出ください。

1 使用者の死亡を証明する書類 □

使用者の火葬許可証の写し

※ 火葬許可証が手元がない場合、死亡が確認できる戸籍謄本または除籍謄本をお取りください（死亡届や死亡診断書の写しは不可）。

2 使用者の親族が、承継に同意したことが確認できる書類 □

参考様式を元に同意書を作成いただき、使用者の配偶者及び他の子全員（養子縁組を含む）が署名、押印したものをご提出ください。

※ 結婚して除籍された方の署名、押印も必要になります。

同意を取ることが難しい方がいる場合は、市にお問い合わせください。

3 使用者の親族関係が確認できる戸籍謄本（全部事項証明書）□

使用者の改製原戸籍謄本等、使用者、配偶者、使用者の子全員が記載されている戸籍謄本をお取りいただき、ご提出ください。

なお、戸籍を取得する際は、申請先の戸籍担当とご相談いただき、戸籍の種類、記載される内容を確認した上、申請いただくようお願いします。

改製原戸籍：電子化する前の紙戸籍の内容を印刷したもの。結婚等により除籍された方も記載されている（電子化した戸籍には記載されない）ため、親子関係等の確認書類としてご利用頂けます。

4 承継者の住民票（本籍記載のもの）□

5 身分証の写し □

運転免許証、健康保険証、パスポートなど

6 水戸市公園墓地使用許可証 □

見当たらない場合は、提出の際にその旨をお伝え頂ければ、お手続きできます。

7 （承継者本人以外が手続きする場合）委任状 □

任意の様式で結構です。